

○こうち人づくり広域連合公告式条例

平成14年12月 1 日

条 例 第 2 号

（趣旨）

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第16条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

（条例の公布）

第 2 条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に広域連合長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、広域連合事務所前の掲示場に掲示して行う。

（規則の公布）

第 3 条 前条の規定は、規則にこれを準用する。

（規程の公表）

第 4 条 規則を除くほか、広域連合長の定める規程を公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び広域連合長名を記入して、広域連合長印を押さなければならない。

2 第 2 条第 2 項の規定は、前項の規程にこれを準用する。

（広域連合の機関の定める規則及び規程の公表）

第 5 条 第 2 条の規定は、広域連合の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第 1 項中「広域連合長」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、広域連合の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。

この場合において、同条第 1 項中「広域連合長名」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者の氏名」と、「広域連合長印」とあるのは、「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

（規則又は規程の施行期日）

第 6 条 規則又は広域連合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、平成14年12月 1 日から施行する。